

令和 2 年 第 5 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 令和 2 年 10 月 5 日

閉会 令和 2 年 10 月 5 日



熊本県芦北町議会

令和２年第５回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 0 ・ 5	月	本会議（開 会） 町長の提案理由説明 議案審議 調査特別委員会委員長報告 議員辞職の件 （閉 会）

目 次

	頁
第1号(10月5日)	
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	3
3 欠席議員氏名	3
4 説明のため出席した者の職氏名	3
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	5
第1 会議録署名議員の指名	5
第2 会期の決定について	5
第3 町長の提案理由説明	5
第4 議案第58号 令和2年度芦北町一般会計補正予算(第7号)	6
第5 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告について	8
第6 藤井公輔君の議員辞職の件	17
7 閉 会	20

令和2年第5回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年10月5日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 町長の提案理由説明

第4 議案第58号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第5 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告について

第6 藤井公輔君の議員辞職の件

（閉 会）

2 出席議員（13人）

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

9番 前 田 徹 一 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 寺 本 修 一 君

16番 宮 尾 秀 行 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 白 坂 康 浩 君

10番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（2人）

1番 藤 井 公 輔 君

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

企画財政課長 川 尾 敏 浩 君

住民生活課長 田 渕 耕 一 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

商工観光課長 釜 辰 信 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

総 務 課 長 松 本 俊 造 君

税 務 課 長 元 山 俊 治 君

福 祉 課 長 内 田 照 也 君

農林水産課長 佐 竹 貴 幸 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会 計 管 理 者	福 田 貴 司 君
教 育 課 長	白 坂 達 也 君	生涯学習課長	福 井 成 昭 君
コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	田 代 忍 君
--------	-----------	----------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただ今から令和2年第5回芦北町議会臨時会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長にお尋ねします。

臨時会にも関わらず、傍聴者は満タンでございますけども、いいことだと思いますが、コロナ対策という形で、どこでも傍聴は、例えば1個離れたりとか規制がありますが、議長、責任もたれますか。どういう許可をしてありますか、傍聴者に対して。

○議長（宮尾秀行君） 傍聴者はマスクをしていただき、そして手の消毒、体温測定をしております。傍聴者の方にこちらのほうから規制をかける、今、下のほうでも見てもらっておりますので、そういうことであります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番、平松君及び12番、川尻君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「町長の提案理由の説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

7月豪雨災害における復旧・復興の取り組みについては、先の9月16日、女島夢もやい緑地仮設団地が完成し、50世帯130名の方に対し、鍵の引き渡しを行いました。さらに、10戸の追加工事についても、10月末を目途に完成見込みとなっており、被災された方々に安心して暮らしていただけるような環境をしっかりと整備してまいります。

生活再建に向けた第一歩となる公費解体についても、9月24日から県内で本町を皮切りに始まり、また復旧・復興計画についても策定推進会議が開催されるなど、本格的な復旧・復興のフェーズに移行しております。今後も復興推進本部をはじめ、職員一丸となり、被災者支援を最優先にスピード感をもった展開を図ってまいります。

それでは、本臨時会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

今回は、災害に対応するための緊急の施策として、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第7号）を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

—————○—————

第4 議案第58号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、議案第58号「令和2年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

議案第58号、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

今回の補正は、令和2年7月豪雨災害に係る分として、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,652万4,000円を追加し、総額を200億9,759万1,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明いたします。

予算書は9ページをお開きください。

款5農林水産業費です。項2林業費、目5豪雨災害対策費の2,187万5,000円は、豪雨災害により被災した町内の製材所3事業所の木材加工流通施設等の災

害復旧を支援し、地域木材の安定的な供給体制の回復及び生業の再建を図るため、国の補助事業に対し、県とともに上乗せ補助を行うものです。補助率は国50%、県10%、町10%です。なお、申請額は3,125万円を見込んでいます。

次に、款9教育費です。項2小学校費、目3豪雨災害対策費の806万8,000円は、被災して仮設住宅に入居している小中学生を各小中学校へ送迎するために使用する29人乗りスクールバス1台の購入費及び自動車共済分担金です。対象児童生徒数は、佐敷小学校14名、大野小学校1名、佐敷中学校1名の計16名です。

款10災害復旧費です。項2目1公共土木施設災害復旧費の5,658万1,000円は、9月17日付の国土交通大臣通知に基づき、国の直轄事業で施工することとなった町道川嶽線の災害復旧事業に係る町の負担金です。総事業費1億6,991万3,000円、うち工事費1億1,051万3,000円、測量設計費5,940万円で、町の負担率は33.3%となります。この負担率は災害復旧事業の通常の負担率と同率でございますが、激甚災害指定を受けたことにより、今後、補助率の嵩上げが決定されますと、これに応じて町の負担率は下がってまいります。なお、国においては12月中の完成を目指して施工することとなっております。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は8ページになります。

款15項2目4農林水産業費県補助金の1,875万円は、被災木材加工流通施設等災害復旧事業補助金の補助率が国50%、県10%分でございます。

款18繰入金は、最後に説明申し上げます。

款21項1目8災害復旧債の5,650万円は、町道川嶽線の町負担金に充当するものでございます。

最後に、款18項2目12財政調整基金繰入金です。歳入歳出の不足額1,127万4,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

予算書は4ページになります。

第2表地方債補正について、説明申し上げます。変更としまして、公共土木施設災害復旧事業を5,650万円増額し、総額を8億4,570万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第5 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5「町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。寺本修一君。

○13番（寺本修一君） ただ今から、町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の調査の経過及び結果を御報告申し上げます。

長くなりますが、お許し願いたいと思います。

調査の契機につきましては、令和2年3月、芦北町議会定例会において、芦北町職員の公正な職務執行の確保に関する条例が制定された。この際、付託された総務常任委員会の審査過程において、制定する契機となったのは、芦北町議会議員及び団体役員による特定業者への便宜強要が疑われる事例があったことによるものと報告がなされた。これを受け、事実とすれば大変由々しき問題であり、議会の最高規範となる芦北町議会基本条例が定める、「政治倫理として、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって住民の疑惑を招くことがないよう、政治倫理の確立と自己研鑽に努める」に大きく反するもので、議会全体の信用失墜も甚だしいとし、真相究明のため、調査特別委員会設置の決議が、当該議員を除く議員の連名により提出され、全会一致で可決され、調査を開始した。

調査の目的、本町が発注した下記工事の資材納入に際し、町議会議員としての地位や町内産業への影響ある者を利用して、特定の事業者が有利な取り扱いを受けるよう、町職員へ強要したと思われる不当介入行為に関する調査である。

工事の詳細は、事業名称、芦北町総合コミュニティセンター建設工事。

請負業者、松島・松下特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社松島建設、代

表取締役社長 松嶋進治。

請負金額、8億9,100万円。

事案対象、建築資材生コンクリート832立米、1,441万3,000円。

それでは、特別調査委員会の開催状況等の経過を申し上げます。

第1回目、令和2年3月23日午前10時。参考人として、櫻井優一総務課長に出席を求め、芦北町職員の公正な職務の執行に関する条例を制定する契機となった事案について説明を求め、その地位を利用し、またはその権限に基づく影響力を行使したと疑われる者は藤井公輔議員と、その父である藤井商工会長であると証言を得た。

2回目、4月2日。証人として、鎌倉博之建設課長、藤崎副町長に出席を求め、当該工事の生コン納入に関する経緯と、藤井議員、藤井商工会長の面談の内容について聴取を行った。鎌倉建設課長の聴取結果、12月23日、藤井議員から芦北町役場3階議員控室に呼び出され、生コン納入についてどうなっているか聞かれている。地場産業育成のため、町内業者の利用をお願いした結果、50%程度は地元を使用することになったことを説明すると、藤井議員から、「町発注の工事だから100%地元資材を使用しないといけない。」「うち、藤井議員が社長の藤井産業を使えという意味ではない。」「建設場所は、自分や会長、藤井産業会長、商工会長の地元なので思い入れがある。」「お願いではなく、担当課長として突っぱねてください。」などと言われたという。

委員から、自社の製品を使うよう圧力をかけられたと思うかとの質問に、「うちを使えという意味ではない。」と言いつつも、生コンを販売する会社は町内に数社ある中で、1社一人で来られている以上、自社のための行動にしか見えなかったと証言している。

藤崎副町長の聴取結果、12月25日午前中に、藤井議員と、父であり藤井産業の会長でもある藤井商工会長の2人が、藤崎副町長の執務室を訪れ、当該工事の生コンの町内調達について、なぜ100%にできないか聞かれている。町内調達が50%になった経緯を説明すると、藤井商工会長から、「自分は竹崎町政実現のため社運をかけて支援した。」「町発注工事の町外請負業者の資材調達について、これまで町内100%が不文律になっており、その通例を覆すと業界に混乱が生じる」などの発言があったそうである。

また、藤井商工会長からは、この件に関し、町長は金をもらっているとの発言があったという。副町長についても業者の間で金銭の授受があったかのように、藤井議員が複数の町議会議員に話されたと、その方たちから聞いているなどとし、委員から、その議員とは誰かとの質問に対し、宮尾秀行議長、草野安道副議長、寺本修

一議員、林田燿宏議員であると証言があった。

第3回、4月9日。証人として、竹崎町長に出席を求め、藤井議員及び藤井商工会長との面談内容について話を聞いた。12月25日午後、藤井議員、藤井商工会長が町長に面会を求め、生コン納入に関し、地元のことを考えてもらいたい旨の要望を行っている。これに対し、竹崎町長は請負業者に言ってほしいのだろうと思ったという。また、議員、商工会長は、藤井産業の社長、会長の立場であり、不自然な感じであったとのことである。

12月28日、藤井議員が一人で竹崎町長の自宅を訪れている。竹崎町長の証言によれば、藤井議員は、「生コンの納入について70%と言ってきているが、100%来るのが決まりになっているので納得できない。」と、それに対し竹崎町長は、「納得できないなら直接元請に会って確認したらどうか。」と言うと、「議員の立場で会うことはしない。」といった意味合いのことを言ったそうである。この時、この件に関し、「大きな力が上で働いている。それには金が動かないということにはならない。強力なパワーが働いて、担当職員は非常に悩み、遺書を書き、自殺を図ろうとした」と涙を流しながら町長に迫ったそうである。また、金銭の授受があったような話をし、「メガトン級のスキャンダルです。芦北町がひっくり返りますよ。」というようなことを言ったので、私を脅かし、陥れようとしているのではないかと、強烈的な怒りを覚えたそうである。

第4回、4月16日。証人として、松井農林水産課参事、元建設課建築係参事、宮尾秀行芦北町議会議員、草野安道副議長、寺本修一議員、林田燿宏議員に出席を求め、藤井議員及び商工会長の関与について聴取を行った。

松井参事の聴取結果、11月末、藤井議員から電話で、生コンは町内業者を使用するようお願いしてほしいと依頼を受けたとのことである。この件に関し、上司、町議会議員、業者等から圧力はなかったかとの問いに、課長からもその上の上司からも指示や圧力はなく、悩んで遺書を書き、自殺を図ろうとしたとの話についても、明確に否定した。

宮尾秀行議長の事情聴取結果、12月29日、藤井議員が宮尾議長を訪ね、納入する生コンはすべて町内業者の製品であるとの話で、「これは金か何か動かないと、こういうことは起きない。町長がそうでないと、副町長に間違いない。副町長しかいない。」というような表現で、万人が聞けば副町長に金が動いたという思わせぶりな話をしたという。

林田燿宏議員の事情聴取結果、12月30日、藤井商工会長から電話があり、「コミュニティセンターの生コンの件で地元優先と前からなっているが、よそが行っている。大きな圧力が動いているかも知れない。藤井議員が28日に竹崎町長宅

へ行ってきたが、町長は白だった。町長がもらっていないみたいだから、これは副町長だろう。」と話をされるので、金のことだと思ったそうである。また、12月31日、藤井議員からも電話があり、同じような話があったそうで、それを聞いた林田議員は、藤崎副町長を疑っていたと証言している。

寺本修一議員の事情聴取結果、1月10日、藤井産業の事務所において、今回の生コン発注については、「地場産業育成の観点が欠けている。今まで100%地元受注で、しかもその大半は藤井産業だった。」と話したそうである。委員から、藤井議員がこの件に関し、副町長が金をもらっていると言ったのは事実かと問われると、「町長にそういう事実はないということで、今までどおり信頼していく関係である。町長がそういうことであれば、これはあと1人、副町長以外に関与しているのはいない、金が動いている。金は動いていないということにはならない。」というようなことを言ったと証言している。

草野安道副議長の事情聴取結果、1月10日、藤井議員が草野副議長宅を訪ねている。そのとき、自分の会社のことを例え、「専務が悪いことをしたら、私は社長として責任を取り、専務を首にする。」と、「副町長が賄賂をもらっていれば、町長は副町長を辞めさせるべき。」と話をしたので、そのとき副町長は賄賂をもらっていると判断したという。

第5回、4月24日。これまでの聴取結果の整理のため、委員による協議を行った。

第6回、5月19日。参考人として松島建設代表取締役社長、松嶋進治氏に出席を求め、生コン納入に関する経緯を聞いた。当初、すべて生コンを田浦生コンを使用する予定であったのを、鎌倉建設課長からのお願いにより、町内業者も半分程度は使用することにしたと証言がある。しかし、12月下旬には、地元であれば、すべて芦北の業者を使用するとして、町内の2社、藤井産業、熊南生コンへLLPで折り合いがつかないか調整を進め、担当者の間では70対30、50対50などの割合についても協議したが、結果的に藤井産業が断ったという。委員から、藤井議員の地場産業育成で地元にとっているが、話を聞けば藤井産業に100%受注できないので断ったように見えるが、どう思うかとの質問に対し、2社でやることに何らかの考えがあって辞められたとした考えられないと答えている。

第7回、5月22日。参考人として町内の生コン業者である熊南生コンLLP代表、江口隆一氏及び江口興産代表取締役、和田貴嗣氏の聴取を行う。生コンについては、芦北の仕事なので町内の業者を使いたいと、松島建設から田浦生コンを経由して話が来たそうで、早い段階で受注できると思ったそうである。江口代表の証言では、藤井産業はそこをどうにかならないか営業されているようで、町内外業者関

係なしに、自分のところで取りたいと働きかけをされていると聞いていたとのことである。

第8回、6月2日。これまでの聴取結果を整理のため、委員による協議を行いました。

第9回、6月23日。証人として芦北町商工会長、藤井公明氏、芦北町議会議員、藤井公輔氏に出席を求め、聴取を行った。

藤井商工会長の聴取結果、12月25日午前9時30分、藤井議員から生コンの件で同行してほしいと依頼を受け、商工会長の立場で藤崎副町長の執務室を訪ねている。証言によれば、最初はすべて藤井産業と聞いていたが、町外業者が入ってこようとしていると聞いたので、これまでの慣例どおり、地元業者を使用するよう請負業者をお願いをしてほしいと要望したという。藤崎副町長から、生コン納入については半々で町長も了解されているとの発言があったとのことで、これに関し、委員から、半々とはどういう認識していたかと問われ、「田浦生コンと藤井産業と認識しています。最初は全部藤井産業というふうに聞いておったんです。途中で変わった、不思議でたまりません。」と証言がっております。

12月25日午後、同じく藤井議員と2人で竹崎町長に面会している。このとき、商工会長の立場で生コンについて話をし、竹崎町長から事実関係を確認させてくださいとの話があったそうである。委員から、商工会長として地場産業育成、商工業の振興といわれているが、町内で調達できる資材は多数ある中で、なぜ生コンに固執されるのかと問われると、「生コンしか納入しておりません。販売しておりませんので。」という証言をしている。この件に関連し、商工会の関係者に副町長のことを何か話はしなかったかと尋ねると、「具体的には話はしていないと思う、記憶にありません。」とし、その質問に関連し、林田議員から、藤井会長から私に電話があり、副町長は怪しいとの話があったので疑っていた。これについて、どう思うかと問われると、「私は副町長が怪しいとは言っていません。話を聞いた人が言うことはあったかもしれませんが、言ったことはないです。それははっきり断言します。」と証言している。

藤井議員の聴取結果、証言によると、生コンの納入で町外業者が入ってきているような話を聞いたので、町監督職員の松井参事に、従来どおりをお願いしたいと議員の立場で依頼している。12月23日に、役場3階の議員控室へ、鎌倉建設課長を呼び、従来どおり町内の業者に注文していただけないか業者に伝えてほしいと議員の立場で依頼したとのことである。このときは、町内業者を半分程度は使うことになったとの話はなかったと証言している。

12月25日午前中に、藤井商工会長と2人で藤崎副町長の執務室を訪ね、従来

どおり地元をお願いしたいと依頼を行っている。このときは、藤井産業社長の立場で訪ねており、発言はほとんどしなかったという。藤崎副町長からは、生コンの納入について、半々で町長も了解しているとの発言があり、初めて半々ということが出たと証言している。

同日午後、同じく2人、同じ立場で竹崎町長の執務室を訪ねている。生コンの話は藤井商工会長がしており、藤井議員は工事の進捗状況を聞かれたのに答えただけだったそうである。

12月28日昼前、竹崎町長の自宅を1人で訪ね、地元の業者をお願いしたい旨、話をしている。竹崎町長から、松島建設が何か言ってきているのか尋ねられ、「営業担当に連絡があり、7対3になりました。」と答えており、7が藤井産業、3が田浦生コンという認識だったという。

委員から、これまでに聴取した松島建設社長の証言では、年末の時点で生コンはすべて町内業者で行うとし、割合についても話をしたと言っているが、知らなかったか問うと、「12月31日大みそかまで、その話はまったくありません。8対2までしてやるから、田浦生コンを使わせてほしいと、うちの担当に言ってきた。」と否定している。

委員から、当時の工事担当の町監督職員、松井参事が非常に悩んで、遺書まで書き、自殺を図ろうとしたと言ったというようなことについて問われると、「元気がないというか、大丈夫かというような顔をしていたので、遺書を書いてどうのこうのとかではなく、精神的に追い込まれた人は想像を絶するようなことをしますので、あり得るかもしれない。それは一般論として申し上げた。」「私は自殺を図ったとか、遺書を書いたとかいうようなことは一切言っていません。」と証言している。

また、このことについて、松島建設の営業担当から、「生コンの件は既に然るべき人に話をつけてある、関わらないほうがいい。」と、松井参事が圧力をかけられていたと証言している。

また、この件に関し、藤井議員が強力なパワーが働いていると言っていることについて問われると、「ずっと続いていたことが変わる。変わるときには人が動かないと変わりません。人が動くときというのは、大きな力が動く、あるいは金が動くとか、弱みを握られたとか、そういう一般論として話をした。」と証言した。

第10回、7月2日。これまでの聴取結果の整理のため、委員による協議を行った。

この後、7月4日、豪雨災害発生のため、2カ月半、調査を中断した。

第11回、9月18日。農林水産課農政係参事、松井謙武及び藤井議員に出席を求め、再度の聴取を行った。

松井参事の聴取結果、請負業者から、「この生コンの件は関わらないほうがいい、このことは口外しないように」と、松井参事が圧力をかけられて悩んでいたと、藤井議員が証言したため、事実か確認すると、そういった話はあったが、圧力とは感じていなかったと明確に否定した。

藤井議員の聴取結果、松井参事は業者から圧力はなかったと強く否定しているが、過大に吹聴しているのではないかと問うと、「何人かに話をすると、それは圧力だろうとのことだった。私もそう感じた。」と言い、第三者にも話を広げていることが伺えた。

また、松井参事から悩んでいると相談があったと言うが、町長の自宅を訪ねるまで危険な状態と見ていたかとの問いに、「あとからは落ち着いているように見えた」と証言している。それであれば、「そういった人が何をするか分からない」などの言葉で、町長に迫る必要があったのか、明快な回答はなかった。さらに、誤解を受けないよう、ほかの生コン業者揃ってお願いするのが常識ではないかと問うと、「最初、うちが取れると思っていた。あちらのほう、町内のほかの生コン業者、あちらのほうはあきらめて営業もされていなかった。うちが担当ということで、1社で行った。ほかは関係ないわけですから。」と証言している。

鎌倉建設課長の要望時には、「最初は田浦生コン100%だったとお願いにより、半分程度は町内受注となったとの話は一切なかった」とし、「私は真実を述べているだけで、課長がもとは田浦生コン100%というのは嘘です。最初はうちも入っていましたので」と証言した。これについて、松井参事、鎌倉建設課長、そして受注業者である松島建設社長も、最初は田浦生コン100%だと言っており、3名と相違する証言となる。また、鎌倉建設課長に「突っぱねてください」と迫ったのは事実かと問うと、「そう言っていない。ビシッととか、ピシャッとだったか、いってくださいとは言った」と、いずれにしても強い言葉で迫ったのは事実のようであった。

藤崎副町長、竹崎町長との面談には、藤井商工会長に同席をお願いしているが、商工会加盟の生コン会社は1社だけではないかと問うと、「中央生コン、熊南生コンのことですが、これも言っていると思っていた。」と証言し、副町長との面談で、商工会長が言ったとされる、「町長は金をもらっている、社運をかけた、用地買収の仲介をした。」などの発言について、「まったく事実ではありません、言っていない、聞いていません。」と、すべて否定している。

竹崎町長の自宅において、工事担任者の自殺をほのめかしたり、金が動いている、町のトップクラスになど、脅迫的な言葉で町長に迫ったことについては、「水掛け論であり、何回話しても変わらない。慣例が変わるときは何か動かないと変わら

ない。お金が動く、弱みを握られている、そういった意味で話をした。副町長が金をもらっているとは一言も言っていない。」と前回と変わらない証言であった。

第12回、10月1日。委員会としての判断及び報告書等について、最終協議を行った。

調査結果の総括について、12回の委員会を開催し、関係者への聴取を主として調査を行い、その結果、法令等に抵触するのではと疑われる点や、政治倫理上、また社会常識からも逸脱しているのではないかとと思われる点が確認された。

以下、調査目的である町議会議員による町工事等への不当介入に関し、委員会としての判断を行う。

はじめに、地場産業のための働きかけであったとする藤井議員の主張について、鎌倉建設課長の証言にあるように、「うちを使えという意味ではない。」と断っているが、町内に数社ある中で1人1社で来ていることや、建設場所について思い入れがあるとの発言、また藤崎副町長が藤井議員と藤井商工会長と面談したとき、商工会長が町長との関係誇示を繰り返したとする証言、また藤井産業の社長、会長2人が同席していることなどを考えると、自社をお願いしたいと暗に示したもので、受け取る側がそう思うのはしごく当然である。このほか、議員の「最初、うちが取れると思っていた。」や、藤井商工会長の「最初は全部藤井産業というふうに聞いておったんです。途中で変わった。」などの証言もあり、取り戻そうとする意図をうかがわせる証言もあることから、本委員会としては、特定の事業者といえる自社のための働きかけと判断する。

次に、藤井議員が鎌倉建設課長を議員控室に呼び出し、要望を行ったことについて、本来であれば議員として議会の場において堂々と主張すべきことではないか。担当課長に要望するにしても、誤解を与えないよう数社集まり、団体として建設課に出向き、公然と行うのが常識的と思われ、議員控室に呼び出し、「担当課長として突っぱねてください。」と言ったとする鎌倉建設課長の証言など、議員という優越的立場を利用した威圧的言動であり、言われた本人にしてみれば、恫喝強要されたと思うことも十分理解できるものであり、政治倫理上からも非難される行動であったと判断する。

12月28日、藤井議員が町長宅を訪問した際には、竹崎町長の証言によれば、担当職員が悩み自殺を図ろうとしたとのことや、金銭の授受があったかのような話として、「金が動いたのは町のトップクラス」、「副町長のことを調べて私に報告してください。」、また職員の不祥事を引き合いに、「あんな問題じゃない、今回のことはメガトン級のスキャンダルです、芦北町がひっくり返りますよ。」というようなことを言ったとされる。これについて藤井議員は、個人名は証言せず、一般

論と断りながら、そういう意味合いのことを言ったと認めている。このように、一般論との言葉を多用し、曖昧な答弁に終始しているが、その言動は被害妄想・誇大妄想による確信論的な迫り方であったと察せられる。

自殺の件については、松井参事本人は明確に否定しており、人権侵害も甚だしいものがある。また、金銭の授受の件については、ほかの議員4人も藤井議員から聞いたと証言しており、これ以外にも流布されていることが容易に想像される。これについても根拠を示さず、思い込み的な行動であり、個人の名誉を著しく棄損するもので、法に抵触する可能性が極めて高いと考えられる。

このように、人の生死を材料とし、一方では町の要職にあるものの疑惑をほのめかすことによって、自らの主張を通そうと強要する行為は、言われた相手の立場を考慮すれば、町政の混乱や政治生命を脅かされたもので、脅迫されたと思うのも理解できる。

以上のことから、当委員会は藤井議員が議員の立場を利用し、不適当な手法により、自社に有利な取り扱いを受けるよう町工事に介入したと、全会一致で認定した。一言でいうと、地場産業の育成は建前で、自社で100%受注したかったのが本音であるとの結論である。

終わりに、議員として地場産業の育成や支援のため、一定のルールのもと、活動することは多くの人が理解することである。しかし、議員の立場を背景とした職員への威圧的な働きかけや、まして個人的利益のために虚言などを用いて圧力をかけることは言語道断といえる行為である。議員は選良、すなわち選ばれた良き人であり、いかなる行動、ふるまいにおいても、常に公人であることを自覚しなければならず、社会の一員として責任を負い、他人から見られる立場にある。したがって、議員の前にあるコンプライアンスのハードルは一般の人よりも高くなり、当てられる物差しが違うことを意識すべきである。違法とされる行動はもちろん、それよりも手前にある道徳やモラルといったものを一般人よりも意識し、踏み越えないよう留意する必要がある。

今回の調査において、議員の立場を利用し、自らが経営する会社への利益誘導を図らんと、不当不適切はもちろんのこと、法に抵触することが極めて疑わしい事案が認められた。本来なら、辞職勧告に相当すると思料されるもので、この点を自身で猛省し、適正な判断をされることを強く望むものである。

また、議会としても町政に携わる責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、一層の政治倫理向上に努めなければならない。

以上で、経過及び結果報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） ただ今、委員長より御報告がありました。約40分ぐらいの報告であったわけですがけれども、この作成にあたりましては、委員長をはじめ、各委員の皆様、そして特に事務局、大変な御苦勞であったのではなかろうかと思っております。

私は、今回のこの問題に対しましては、特別委員会が設けられまして、その調査があったわけでございますけれども、特別委員会に参加していない一般の議員、今朝、内容の朗読がございましたけれども、ちょっと理解しない点もありますし、やはり拙速な、こういう問題は議員の身分に関する問題でございますので、もう少し私たち議員に時間を与えていただき、個人的に精査の必要があるのではなかろうかと思っております。

そういうことで、できれば次にあります議員辞職の件について、日を改めて各議員の皆さんが勉強する時間も与えていただければと考えております。要は、議員の出处進退、身分に関する問題でございますので、大変重要な問題でございます。そういう意味から、私は次にあります議員辞職の件については、日を改めてやっていただくことを強く議長に要望申し上げたいと思います。以上です。

○議長（宮尾秀行君） それは、今、委員長報告の質疑であります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから、町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告についてお諮りします。

本報告については、これを了承し、調査を終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本報告は了承し、調査を終了することに決定しました。

-----○-----

第6 藤井公輔君の議員辞職の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第6「藤井公輔君の議員辞職の件」を議題とします。

藤井公輔君から、一身上の都合により議員を辞職したいと、9月28日辞職願が提出されています。

お諮りします。藤井公輔君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） ここに、議員必携に議員の辞職は閉会中であれば、議長の許可を得なければならない、法の126条。そして、議長が辞職願を受け取ったときは、閉会中であるときは、議長が判断処理をして、次の議会に報告しなければならないという文言が入っております。

9月28日に辞職願が提出され、受け取ったと思われます。なぜ、この10月5日、この議会では議長の報告ではないのでしょうか。ここで議員に諮るというのは、開会中のことであって、閉会中でありましたので、議長の許可を得なければならない。議長の判断処理をして、議長は次の議会に報告するとなっていますが、なぜ議会にかけたのでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 先ほど、寺本順一議員からもありましたが、大変重要なことであります。閉会中は議長が速やかに議員辞職を認めることができます。しかし、今回の場合は、直前に9月25日頃、近々臨時議会を開きたいという話も出ておりました。議員辞職という重い判断であります。また、理由も一身上の都合となっており、一身上の個人的理由での場合、特に慎重にするべきとされており、そうであれば皆さんにお諮りした方がいいだろうという議長としての判断であります。

平松洋一君。

○11番（平松洋一君） 今まで、今日の臨時会を聞いておりましたが、9月の本定例議会を7月4日の豪雨、これによって復旧・復興に全力を注ぎたいという言葉のもとに、たった1日で終わりましたね。一般質問もやめ、何もやめて、執行部になるだけ復旧・復興に当たらせたいという中で、たった1日で終わったわけです。そして、この臨時議会で、そして今まで聞いていますと、今日はですね、何かこの議案の中の5番、この報告のもとに議会でこの議員辞職を決定するような感じの臨時議会になっておりますね。

今、坂本議員も言いましたが、9月28日で辞表が提出されているわけですよ。速やかに議長はそこで許可すればいいわけです。そして、今日の報告は報告でですね、12月でも何でも言えるわけですよ、報告すればいいわけですから、結果を。だから、何で今日の臨時議会を開く必要があったのか、何か閉会中に許可できなかった理由がですね、ただ今の議長の説明では納得いきませんね。冒頭、それを報告すればいいわけです。こういう辞表が出ましたと、許可しますと。

○議長（宮尾秀行君） 先ほど言いました、速やかにということは載っておりません。
先ほど言いましたとおり、一身上の都合という理由で、特に慎重に判断すべきとい
うことであります。ですから、議長としての判断であります。以上です。

宮内君。

○5番（宮内道則君） 休憩をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

-----○-----

〔「休憩の必要なし、そのまま続けてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 議員必携に書いてあるとおり、会議を再開いたします。

議長としての判断であります。以上です。

お諮りします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 閉会中の問題でありましたので、慎重に判断をいたしておりま
す。ほかに何ら私としての考えはありません。先ほども言われましたとおり、大変
重要な問題であります。ですから、議長として皆さんに判断したほうがいいという
ことで判断をしたわけであります。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 受理しない理由というのもありますので、県の議長会とも話を
して、議長として判断をしております。以上です。

お諮りします。藤井公輔君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、藤井公輔君の議員辞職を許
可することに決定しました。

以上で、日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回芦北町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 0 4 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員